中医協 総-1-2 1 9 . 5 . 1 6

平成 18 年度診療報酬改定結果検証に係る調査 保険医療機関等における医療費の内容が分かる 明細書の発行状況調査

報告書

# 目 次

| 1. | 目的                                     | 1  |
|----|--|----|
| 2. | <b>~</b>                               |    |
| 3. | 調査方法                                   | 1  |
| 4. | 調査項目                                   | 2  |
| 5. |  |    |
|    | (1) 回収の状況                              | 3  |
|    | (2) 施設の状況(病院、診療所、歯科診療所)(平成18年10月)      | 4  |
|    | (3) 施設の状況(保険薬局)(平成 18年 10月)            | 10 |
|    | (4) 領収証の発行状況                           | 13 |
|    | (5) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況       | 19 |
|    | (6) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設の状 | 沈  |
|    | ······································ | 22 |
|    | (7) 「個別診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設の状 | 沈  |
|    |  | 45 |
| 6. | まとめ                                    | 53 |
| 7. | 調査票                                    | 54 |

## 1. 目的

患者から求めがあった場合に保険医療機関等が発行に努めることとされた、詳細な医療 費の内容が分かる明細書の発行状況の把握を目的とした。

## 2. 調査対象

全国の病院、診療所、歯科診療所、保険薬局からそれぞれ 1,000 施設を無作為抽出(都道府県別に層化)し、計 4,000 施設を対象とした。なお、歯科診療所については「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」の対象と、保険薬局については「後発医薬品の実施状況調査」の対象と同一である。

## 3. 調査方法

本調査は、無記名による自記式調査票の郵送配布・回収とした。歯科診療所には、本調査票と「歯科診療における文書提供に対する患者意識調査」調査票を同封して、保険薬局には、本調査票と「後発医薬品の実施状況調査」調査票を同封して、配布した。調査実施時期は平成18年11月中とした。

## 4. 調査項目

調査項目は以下のとおりである。

図表 1 調査項目

| 区分     |                        | 内容                             |  |  |  |  |  |
|--------|------------------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|
| 施設属性項目 | 病院                     | 開設主体、所在地、病床数、一日平均外来患者数、事務職     |  |  |  |  |  |
|        |                        | 員数                             |  |  |  |  |  |
|        | 診療所                    | 開設主体、所在地、一日平均外来患者数、事務職員数       |  |  |  |  |  |
|        | 歯科診療所                  | 開設主体、所在地、一日平均外来患者数、事務職員数       |  |  |  |  |  |
|        | 保険薬局                   | 所在地、組織形態、職員数(薬剤師、その他(事務職員)     |  |  |  |  |  |
|        |                        | 調剤基本料、基本調剤加算、主な処方せん発行医療機関、1    |  |  |  |  |  |
|        |                        | ヶ月間(平成 18 年 10 月)の取り扱い処方せん枚数   |  |  |  |  |  |
| 調査項目   | ■領収証について               |                                |  |  |  |  |  |
|        | • 発行開始                 | 時期、発行方法、1ヶ月間の発行件数(外来・入院)、平成 18 |  |  |  |  |  |
|        | 年9月ま                   | での発行状況                         |  |  |  |  |  |
|        | ■明細書につ                 | いて                             |  |  |  |  |  |
|        | ・ 発行の有続                | <b></b>                        |  |  |  |  |  |
|        | <ul><li>明細書を</li></ul> | 発行している場合:発行に関する患者さんへの周知方法、具    |  |  |  |  |  |
|        | 体的な周囲                  | 四内容、発行開始時期、1ヶ月の発行件数(外来・入院)、発   |  |  |  |  |  |
|        | 行状況、                   | 発行方法、費用徴収の方法、IT 化の状況           |  |  |  |  |  |
|        | <ul><li>明細書を</li></ul> | 発行していない場合:発行しない理由、今までに患者さんか    |  |  |  |  |  |
|        | ら明細書の                  | の発行を求められたことがあるか、今後の方針          |  |  |  |  |  |

## 5. 結果

## (1) 回収の状況

回収率は、合計で 54.6%、病院が 52.2%、診療所が 44.9%、歯科診療所が 55.6%、保 険薬局が 65.5%であった。

図表 2 回収の状況

| 施設    | 有効回収数  | 回収率   |
|-------|--------|-------|
| 病院    | 522    | 52.2% |
| 診療所   | 449    | 44.9% |
| 歯科診療所 | 556    | 55.6% |
| 保険薬局  | 655    | 65.5% |
| 合計    | 2, 182 | 54.6% |

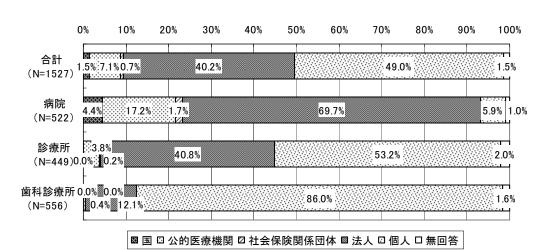
## (2) 施設の状況 (病院、診療所、歯科診療所) (平成 18年 10月)

#### 1) 開設主体

開設主体についてみると、医療機関全体では「個人」(49.0%) が最も多く、次いで「法人」(40.2%) となっている。

医療機関種別にみると、病院においては、「法人」(69.7%)が最も多く、次いで「公的医療機関」(17.2%)となっており、診療所においては、「個人」(53.2%)が最も多く、次いで「法人」(40.8%)となっている。また、歯科診療所においては、「個人」(86.0%)がほとんどであった。

これを、全国の医療機関の開設主体別数と比較すると、ほぼ同様の傾向が見られた。



図表 3 開設主体

※参考:全国の病院・診療所・歯科診療所の開設主体(平成17年度医療施設調査)

|          | 病      | 院     | 診療      | <b></b> 京  所 | 歯科診療所   |       |  |
|----------|--------|-------|---------|--------------|---------|-------|--|
|          | 実数     | (%)   | 実数      | (%)          | 実数      | (%)   |  |
| 総数       | 9, 026 | 100.0 | 97, 442 | 100.0        | 66, 732 | 100.0 |  |
| 玉        | 294    | 3. 3  | 633     | 0.6          | 2       | 0.0   |  |
| 公的医療機関   | 1, 362 | 15. 1 | 3, 964  | 4. 1         | 304     | 0. 5  |  |
| 社会保険関係団体 | 129    | 1. 4  | 750     | 0.8          | 13      | 0.0   |  |
| 法人       | 6, 564 | 72.8  | 41, 402 | 42. 5        | 9, 303  | 13.8  |  |
| 個人       | 677    | 7. 5  | 50, 693 | 52. 0        | 57, 110 | 85. 6 |  |

※参考:開設主体の内訳

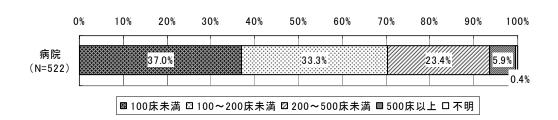
| 玉          | 厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等    |
|------------|-----------------------------------|
|            | 都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健 |
| 公的医療機関     | 康保険団体連合会等                         |
| 社会保険関係     | 全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組 |
| 団体         | 合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等    |
| 法人         | 公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他 |
| <b>公</b> 人 | の法人等                              |
| 個人         |                                   |

#### 2) 病床数(病院)

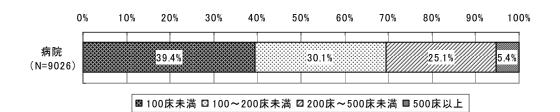
病床数 (病院) についてみると、「100 床未満」(37.0%) が最も多く、次いで「100~200 床未満」(33.3%) となっている。

今回の調査対象病院について、平成17年度医療施設調査における全国の病院の病床規模 と比較すると、ほぼ同様の傾向になっているといえる。

図表 4 病床数 (病院)



※参考:全国の病院における病床数分布(平成17年度医療施設調査)

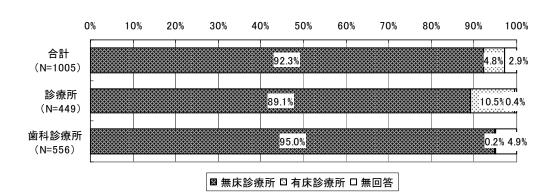


## 3) 施設区分(診療所、歯科診療所)

#### (ア) 施設区分(診療所、歯科診療所)

施設区分(診療所、歯科診療所)についてみると、全体では、「無床診療所」(92.3%) が最も多く、次いで「有床診療所」(4.8%)となっている。

医療機関種別にみると、診療所においては、「無床診療所」(89.1%)が最も多く、次いで「有床診療所」(10.5%)となっており、歯科診療所においては、「無床診療所」(95.0%)がほとんどである。



図表 5 施設区分 (診療所、歯科診療所)

※参考:全国の診療所および歯科診療所の有床・無床の比率(平成17年度医療施設調査)

|   | 施設区分 | 施設数     | (%)   |
|---|------|---------|-------|
|   | 般診療所 | 97, 442 | 100.0 |
|   | 有床   | 13, 477 | 13.8  |
|   | 無床   | 83, 965 | 86. 2 |
| 歯 | 科診療所 | 66, 732 | 100.0 |
|   | 有床   | 49      | 0. 1  |
|   | 無床   | 66, 683 | 99.9  |

## (イ) 病床数 (有床診療所)

病床数(有床診療所) についてみると、全体では、「19 床」(43.8%) が最も多く、次いで「10~19 床未満」(25.0%) となっている。

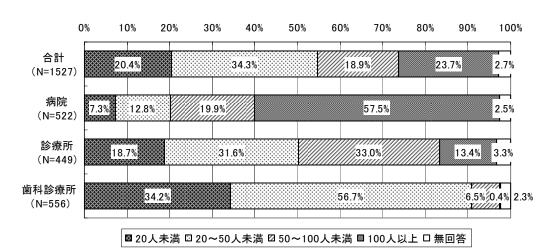
医療機関種別にみると、診療所においては、「19 床」(44.7%) が最も多く、次いで「10  $\sim$ 19 床未満」(25.5%) となっており、歯科診療所は 1 施設のみで、「5 $\sim$ 10 床未満」(100.0%) となっている。

90% 0% 10% 30% 50% 70% 100% 20% 40% 60% 80% 25.0% 合計 43.8% 0.0% 10.4% 20.8% (N=48)診療所 25.5% 10.6% 44.7% 0.0% 19.1% (N=47)歯科診療所0.0% 100.0% 0.0% (N=1)■ 5床未満 □ 5~10床未満 □ 10~19床未満 ■ 19床 □ 無回答

図表 6 病床数 (有床診療所)

## 4) 一日平均外来患者数 (平成 18 年 10 月)

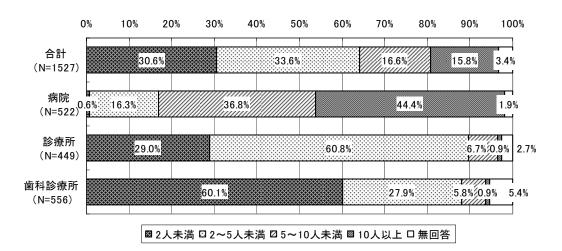
一日平均外来患者数についてみると、病院においては、「100 人以上」(57.5%) が最も多く、次いで「50~100 人未満」(19.9%) となっており、診療所においては、「50~100 人未満」(33.0%) が最も多く、次いで「20~50 人未満」(31.6%) となっている。また、歯科診療所においては、「20~50 人未満」(56.7%) が最も多く、次いで「20 人未満」(34.2%)となっている。



図表 7 一日平均外来患者数

## 5) 事務職員数(常勤換算)

事務職員(常勤換算)についてみると、病院においては、「10人以上」(44.4%)が最も多く、次いで「5~10人未満」(36.8%)となっており、診療所においては、「2~5人未満」(60.8%)が最も多い。また、歯科診療所においては、「2人未満」(60.1%)が最も多く、次いで「2~5人未満」(27.9%)となっている。



図表 8 事務職員数 (常勤換算)

※非常勤職員等の人数は常勤換算しているため、小数点以下の区分が生じる場合がある。

## (3) 施設の状況(保険薬局)(平成 18 年 10 月)

## 1) 組織形態

組織形態についてみると、「法人」(85.5%)、「個人」(13.9%)となっている。

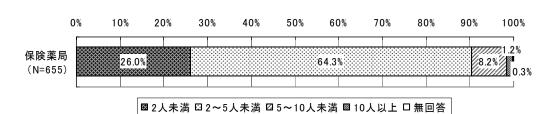
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 保険薬局 85.5% 13.9% 0.6% (N=655)■法人□個人□無回答

図表 9 組織形態

## 2) 職員数(常勤換算)

## (ア)薬剤師

薬剤師の職員数(常勤換算)についてみると、「2 人未満」が 26.0%、「2~5 人未満」が 64.3%であった。



図表 10 薬剤師の職員数 (常勤換算)

## (イ) その他(事務職員等)

その他(事務職員等)の職員数(常勤換算)についてみると、「2人未満」が31.1%、「2~5人未満」が62.3%であった。

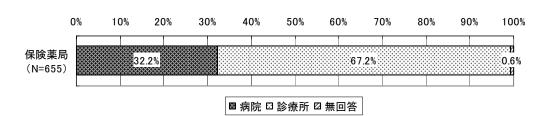
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% :::\////\ 8888888 保険薬局 5.3% 0.8% 0.5% 31.1% 62.3% (N=655)■ 2人未満 □ 2~5人未満 □ 5~10人未満 ■ 10人以上 □ 無回答

図表 11 その他(事務職員等)の職員数(常勤換算)

※非常勤職員等の人数は常勤換算しているため、小数点以下の区分が生じる場合がある。

#### 3) 主な処方せん発行医療機関

主な処方せん発行医療機関についてみると、「病院」(32.2%)、「診療所」(67.2%)となっている。

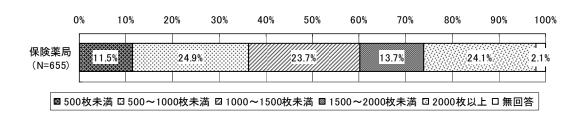


図表 12 主な処方せん発行医療機関

## 4) 1ヶ月間(平成18年10月)の取り扱い処方せん枚数

1 ヶ月(平成 18 年 10 月)の取り扱い処方せん枚数についてみると、多い順から「500~ 1000 枚未満」(24.9%)、「2000 枚以上」(24.1%)、「1000~1500 枚未満」(23.7%)となっている。

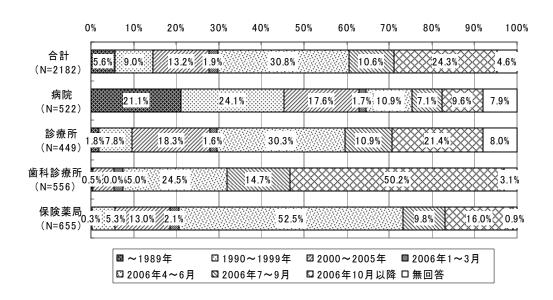
図表 13 1ヶ月間(平成18年10月)の取り扱い処方せん枚数



## (4) 領収証の発行状況

#### 1) 発行開始時期

発行開始時期についてみると、病院においては、「1990~1999 年」(24.1%) が最も多く、次いで「~1989 年」(21.1%) となっており、診療所においては、「2006 年 4~6 月」(30.3%) が最も多く、次いで「2006 年 10 月以降」(21.4%) となっている。また、歯科診療所においては、「2006 年 10 月以降」(50.2%) が最も多く、次いで「2006 年 4~6 月」(24.5%) となっており、保険薬局については、「2006 年 4~6 月」(52.5%) が最も多く、次いで「2006 年 10 月以降」(16.0%) となっている。



図表 14 発行開始時期

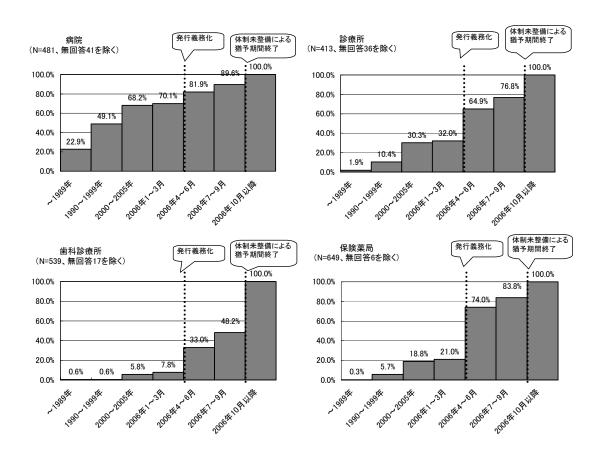
次に、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成18年(2006年)4月の診療報酬改定による発行義務化の前後で、31.1%から63.4%へと変化している。さらに、猶予期間が終了した平成18年(2006年)10月前後についてみると、74.5%から100.0%へと変化している。

体制未整備による 合計 発行義務化 猶予期間終了 (N=2082、無回答100を除く) 100.0% 100.0% 74.5% 80.0% 63.4% 60.0% 40.0% 31.1% 29.1% 15.3% 20.0% 5.9% 0.0% 200 K OR W 2005#7-9# K 1980-1989 PRODUCTORS PROBERTY SERVICE

図表 15 累積発行割合

さらに、医療機関種別にみると、発行開始時期について無回答の医療機関を除いた結果 は以下のとおりとなっている。

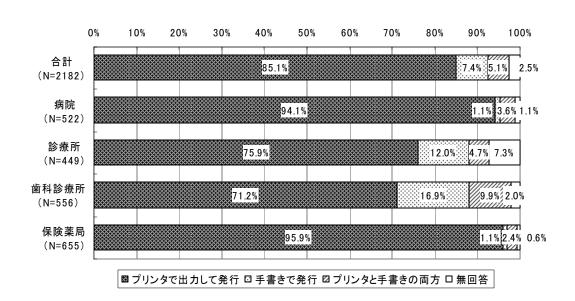
病院においては、比較的早い段階から領収証を発行していることが分かる。歯科診療所においては、猶予期間が終了する平成 18 年 (2006 年) 10 月を境に、発行割合が 2 倍となっている。保険薬局においては、診療報酬改定が行われ、発行が義務化された平成 18 年 (2006 年) 4 月を境に発行割合が急増している。



図表 16 累積発行割合 (医療機関種別)

#### 2) 発行の方法

発行の方法についてみると、病院においては、「プリンタで出力して発行」(94.1%)が最も多く、次いで「プリンタと手書きの両方で発行」(3.6%)となっており、診療所においては、「プリンタで出力して発行」(75.9%)が最も多く、次いで「手書きで発行」(12.0%)となっている。また、歯科診療所においては、「プリンタで出力して発行」(71.2%)が最も多く、次いで「手書きで発行」(16.9%)となっており、保険薬局については、「プリンタで出力して発行」(95.9%)が最も多く、次いで「プリンタと手書きの両方で発行」(2.4%)となっている。



図表 17 発行の方法

※参考:現在のレセ電算普及状況(保健医療福祉情報システム工業会 HP 資料より)

|     | 施設数      | レセコン導入済み | 導入率 (%) |
|-----|----------|----------|---------|
| 病院  | 9, 048   | 8, 759   | 96.8    |
| 診療所 | 87, 269  | 67, 666  | 77. 5   |
| 歯科  | 70, 119  | 48, 203  | 68. 7   |
| 調剤  | 49, 228  | 40, 754  | 82. 8   |
| 総合計 | 215, 664 | 165, 382 | 76. 7   |

注:施設数とレセコン導入済み件数は、平成17年5月数値を使用

## 3) 1ヶ月間の発行件数(平成18年10月)

1ヶ月間の発行件数は以下のとおりである。

外来については、病院は平均 5,717.32 件、診療所は 930.17 件、歯科診療所は 420.65 件 となっている。

入院については、病院は 471.36 件、診療所は 36.69 件、歯科診療所は 0.00 件となっている。なお、診療所・歯科診療所の「発行件数 (入院)」は有床診療所のみの平均値(それぞれ、n=47、n=1)とした。

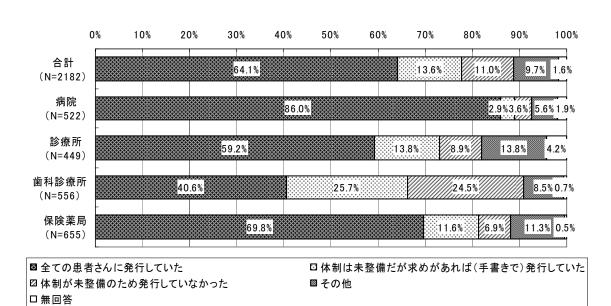
また、保険薬局の発行件数は、平均1,346.15件となっている。

図表 18 1ヶ月間 (平成 18年 10月) の発行件数

|       |            | 発行件数     | (外来)     | 発行件数    | (入院)     |
|-------|------------|----------|----------|---------|----------|
|       |            | 平均(件)    | 標準偏差     | 平均(件)   | 標準偏差     |
| 全体    | (n=2, 182) | 2417.65  | 5507. 19 | 243. 10 | 911. 11  |
| 病院    | (n= 522)   | 5717.32  | 8308.50  | 471. 36 | 1230. 59 |
| 診療所   | (n= 449)   | 930. 17  | 940. 47  | 36. 69  | 80. 68   |
| 歯科診療所 | (n= 556)   | 420.65   | 352.50   | 0.00    | 0.00     |
|       |            | 発行       | 件数       |         |          |
| 保険薬局  | (n= 655)   | 1346. 15 | 1158. 00 |         |          |

#### 4) 平成18年9月までの発行状況

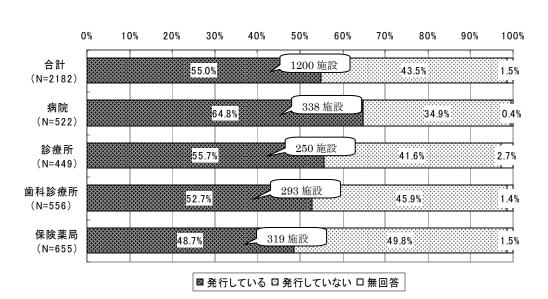
平成 18 年 9 月までの発行状況についてみると、病院においては、「全ての患者さんに発行していた」(86.0%) が最も多く、次いで「その他」(5.6%) となっており、診療所においては、「全ての患者さんに発行していた」(59.2%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」、「その他」がともに 13.8%となっている。また、歯科診療所においては、「全ての患者さんに発行していた」(40.6%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」(25.7%) となっており、保険薬局については、「全ての患者さんに発行していた」(69.8%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」(69.8%) が最も多く、次いで「体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた」(11.6%) となっている。



図表 19 平成 18年9月までの発行状況

## (5) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況

患者から求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況についてみると、病院では、「発行している」(64.8%)、「発行していない」(34.9%)となっており、診療所では、「発行している」(55.7%)、「発行していない」(41.6%)となっている。また、歯科診療所では、「発行している」(52.7%)、「発行していない」(45.9%)となっており、保険薬局では、「発行している」(48.7%)、「発行していない」(49.8%)となっている。



図表 20 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」の発行状況

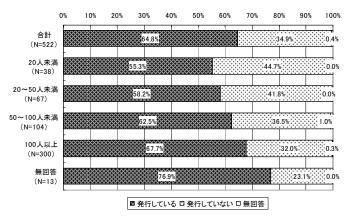
なお、都道府県別の明細書発行状況は次ページのとおりである。

図表 21 明細書の発行状況(都道府県別)

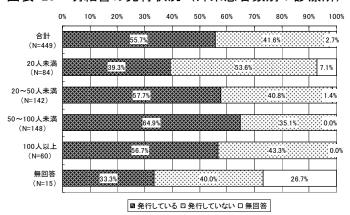
|                   |     | 病                    | 院                    |      |        | 診療                   | <b></b>              |            |               |                      | 診療所                              |            |        |                     | 薬局                  |            |
|-------------------|-----|----------------------|----------------------|------|--------|----------------------|----------------------|------------|---------------|----------------------|----------------------------------|------------|--------|---------------------|---------------------|------------|
|                   | 合計  | る発<br>行              | な発<br>い行             | 無回   | 合計     | る発<br>行              | な発い行                 | 無回         | 合計            | る発<br>行              | な発<br>い行                         | 無回         | 合計     | る発行                 | な発<br>い行            | 無回         |
|                   | н1  | し                    | L                    | 答    | н.     | し                    | L                    | 答          | р1            | し                    | L                                | 答          | н      | L                   | L                   | 答          |
|                   |     | てい                   | てい                   |      |        | てい                   | てい                   |            |               | てい                   | てい                               |            |        | てい                  | てい                  |            |
| 合 計               | 522 | 338<br>64.8%         | 182<br>34.9%         | 0.4% | 449    | 250<br>55.7%         | 187<br>41.6%         | 12<br>2.7% | 556           | 293<br>52.7%         | 255<br>45.9%                     | 8<br>1.4%  | 655    | 319<br>48.7%        | 326<br>49.8%        | 10<br>1.5% |
| 北海道               | 30  | 17<br>56.7%          | 12<br>40.0%          | 3.3% | 13     | 38.5%                | 7<br>53.8%           | 7.7%       | 25            | 13<br>52.0%          | 11<br>44.0%                      | 1 4.0%     | 28     | 10<br>35.7%         | 16<br>57.1%         | 7.1%       |
| 青森県               | 8   | 50.1%<br>4<br>50.0%  | 4<br>50.0%           | 3.3% | 4      | 25.0%                | 50.0%                | 25.0%      | 6             | 66.7%                | 33.3%                            | - 4.0%     | 11     | 36.4%               | 63.6%               | - 1.170    |
| 岩手県               | 7   | 5<br>71.4%           | 28.6%                | _    | 5      | 80.0%                | 20.0%                |            | 6             | 50.0%                | 3<br>50.0%                       | _          | 10     | 60.0%               | 40.0%               | _          |
| 宮城県               | 9   | 66.7%                | 33.3%                | -    | 6      | 6<br>100.0%          | _                    | _          | 8             | 37.5%                | 5<br>62.5%                       | _          | 11     | 3<br>27.3%          | 72.7%               | _          |
| 秋田県               | 5   | 60.0%                | 40.0%                | 1    | 3      | 33.3%                | 2<br>66.7%           | _          | 3             | 66.7%                | 33.3%                            | _          | 11     | 36.4%               | 63.6%               | _          |
| 山形県               | 4   | 25.0%                | 75.0%                | _    | 6      | 50.0%                | 1<br>16.7%           | 33.3%      | 6             | 5<br>83.3%           | 1<br>16.7%                       | _          | 4      | 75.0%               | 25.0%               | _          |
| 福島県               | 10  | 80.0%                | 20.0%                | -    | 8      | 75.0%                | 25.0%                | _          | 7             | 5<br>71.4%           | 28.6%                            | -          | 18     | 9<br>50.0%          | 50.0%               | _          |
| 茨城県               | 9   | 33.3%                | 6<br>66.7%           | _    | 7      | 3<br>42.9%           | 57.1%                | _          | 11            | 63.6%                | 36.4%                            | _          | 16     | 68.8%               | 5<br>31.3%          | _          |
| 栃木県               | 7   | 57.1%                | 3<br>42.9%           | 1    | 9      | 6<br>66.7%           | 3<br>33.3%           | _          | 8             | 5<br>62.5%           | 37.5%                            | _          | 8      | 50.0%               | 50.0%               | _          |
| 群馬県               | 9   | 66.7%                | 3<br>33.3%           | _    | 4      | $\frac{4}{100.0\%}$  | -                    | _          | 8             | 50.0%                | 50.0%                            | _          | 8      | 37.5%               | 5<br>62.5%          | _          |
| 埼玉県               | 21  | 17<br>81.0%          | 19.0%                | _    | 15     | 53.3%                | 7<br>46.7%           | _          | 17            | 7<br>41.2%           | 10<br>58.8%                      | _          | 20     | 40.0%               | 60.0%               | _          |
| 千葉県               | 19  | 10<br>52.6%          | 9<br>47.4%           | _    | 14     | 42.9%                | 57.1%                | _          | 21            | 42.9%                | 12<br>57.1%                      | _          | 24     | 11<br>45.8%         | 50.0%               | 1<br>4.2%  |
| 東京都               | 43  | 32<br>74.4%          | 25.6%                | _    | 59     | 34<br>57.6%          | 23<br>39.0%          | 3.4%       | 75            | 58.7%                | 31<br>41.3%                      | _          | 54     | 31<br>57.4%         | 23<br>42.6%         | _          |
| 神奈川県              | 18  | 77.8%                | 22.2%                | _    | 28     | 60.7%                | 39.3%                | -          | 41            | 22<br>53.7%          | 19<br>46.3%                      | _          | 19     | 10<br>52.6%         | 42.1%               | 5.3%       |
| 新潟県               | 8   | 37.5%                | 62.5%                | _    | 8      | 50.0%                | 25.0%                | 25.0%      | 13            | 38.5%                | 53.8%                            | 7.7%       | 19     | 10<br>52.6%         | 47.4%               | _          |
| 富山県               | 8   | 62.5%                | 37.5%                | _    | 3      | 66.7%                | 33.3%                | -          | 5             | 80.0%                | 20.0%                            | _          | 5      | 60.0%               | 40.0%               | _          |
| 石川県               | 7   | 57.1%                | 42.9%                | _    | 4      | 75.0%                | 25.0%                | _          | 4             | 75.0%                | 25.0%                            | _          | 4      | 100.0%              | _                   | _          |
| 福井県               | 6   | 33.3%                | 66.7%                | -    | 2      | -                    | 100.0%               | -          | 2             | 50.0%                | 50.0%                            | -          | 2      | 100.0%              | -                   | -          |
| 山梨県               | 1   | 100.0%               | - 9                  | -    | 1      | 100.0%               | _<br>_               | _          | 4             | 25.0%                | 50.0%                            | 25.0%      | 5      | 80.0%               | 20.0%               | _          |
| 長野県               | 6   | 66.7%                | 33.3%                | -    | 10     | 40.0%<br>5           | 60.0%                | -          | 7             | 71.4%                | 28.6%                            | -          | 17     | 41.2%               | 58.8%<br>4          | -          |
| 岐阜県               | 2   | 50.0%                | 50.0%                | -    | 7      | 71.4%                | 28.6%                | _<br>1     | 4             | 100.0%<br>8          | -<br>9                           | -          | 9      | 55.6%<br>15         | 44.4%               | _          |
| 静岡県               | 8   | 75.0%<br>19          | 25.0%                | _    | 12     | 41.7%<br>4           | 50.0%<br>12          | 8.3%       | 17            | 47.1%<br>15          | 52.9%<br>15                      | _          | 28     | 53.6%<br>16         | 46.4%<br>10         | _<br>1     |
| 愛知県               | 21  | 90.5%                | 9.5%                 | -    | 16     | 25.0%                | 75.0%                | -          | 30            | 50.0%<br>4           | 50.0%                            | -<br>1     | 27     | 59.3%               | 37.0%               | 3.7%       |
| 三重県               | 7   | 57.1%                | 42.9%                | -    | 7      | 57.1%                | 42.9%                | -          | 6             | 66.7%                | 16.7 <sup>1</sup> / <sub>5</sub> | 16.7%      | 9      | 55.6%<br>1          | 33.3%<br>5          | 11.1%      |
| 滋賀県               | 4   | 75.0%<br>5           | 25.0%                | -    | 4      | 50.0%                | 50.0%<br>4           | _          | 6             | 16.7%<br>2           | 83.3%                            | _          | 6      | 16.7%               | 83.3%<br>6          | _          |
| 京都府               | 11  | 45.5%<br>21          | 54.5%<br>17          | -    | 6      | 33.3%<br>19          | 66.7%<br>14          | -          | 6             | 33.3%<br>22          | 66.7%<br>18                      | -<br>1     | 8      | 25.0%<br>18         | 75.0%<br>18         | -          |
| 大阪府               | 38  | 55.3%<br>11          | 44.7%<br>6           | -    | 33     | 57.6%<br>19          | 42.4%<br>7           | -          | 41            | 53.7%<br>14          | 43.9%<br>13                      | 2.4%       | 36     | 50.0%<br>12         | 50.0%<br>10         | _          |
| 兵庫県               | 17  | 64.7%<br>3           | 35.3%<br>1           | _    | 26     | 73.1%<br>3           | 26.9%                | -          | 27            | 51.9%<br>4           | 48.1%                            | _          | 22     | 54.5%<br>2          | 45.5%<br>2          | _          |
| 奈良県               | 4   | 75.0%<br>4           | 25.0%<br>2           | _    | 3      | 100.0%<br>5          | 4                    | _          | 4             | 100.0%<br>5          | 2                                | _          | 4      | 50.0%<br>4          | 50.0%<br>1          | _          |
| 和歌山県              | 6   | 66.7%                | 33.3%<br>2           | _    | 9      | 55.6%                | 44.4%<br>1           | -          | 7             | 71.4%<br>1           | 28.6%                            | _          | 5      | 80.0%<br>2          | 20.0%               | _          |
| 鳥取県               | 2   | -                    | 100.0%<br>2          | _    | 1      | _                    | 100.0%<br>2          | -          | 1             | 100.0%               | 2                                | _          | 5      | 40.0%               | 60.0%<br>4          | _          |
| 島根県               | 2   | 11<br>84.6%          | 100.0%<br>2<br>15.4% | _    | 2      | 4                    | 100.0%               | _          | 2             | 5                    | 5                                | _          | 6      | 33.3%               | 66.7%               | _          |
| 岡山県               | 13  | 10                   | 15.4%<br>5<br>33.3%  | _    | 8      | 50.0%<br>13<br>68.4% | 6                    | _          | 10            | 50.0%<br>7<br>38.9%  | 11                               | _          | 9      | 55.6%<br>7<br>31.8% | 44.4%               | _          |
| 広島県               | 15  | 66.7%                | 3                    | _    | 19     | 5                    | 31.6%                | 1 1 200    | 18            | 7                    | 61.1%                            | _          | 22     | 6                   | 68.2%               | _          |
| <u>山口県</u><br>徳良県 | 9   | 66.7%<br>1           | 33.3%                | _    | 7      | 71.4%                | 14.3%                | 14.3%      | 8             | 87.5%<br>2           | 12.5%                            |            | 14     | 42.9%               | 57.1%<br>3          | 14.20      |
| 徳島県 香川県           | 6   | 16.7%<br>2<br>50.0%  | 83.3%                | _    | 5      | 20.0%                | 60.0%                | 20.0%      | <u>4</u><br>5 | 50.0%                | 50.0%                            | _          | 7<br>5 | 42.9%               | 42.9%               | 14.3%      |
| <u> </u>          | 9   | 33.3%                | 50.0%<br>6           |      | 6<br>4 | 50.0%<br>2<br>50.0%  | 50.0%<br>2<br>50.0%  |            | 5             | 40.0%<br>3<br>60.0%  | 60.0%<br>2<br>40.0%              |            | 9      | 80.0%<br>5          | 20.0%               |            |
| 高知県               | 8   | 33.3%<br>6<br>75.0%  | 66.7%<br>2<br>25.0%  |      | 4      | JU.U‰                | 50.0%<br>1<br>100.0% |            | 3             | 60.0%<br>1<br>33.3%  | 40.0%<br>2<br>66.7%              |            | 6      | 55.6%<br>2<br>33.3% | 44.4%<br>4<br>66.7% |            |
| 福岡県               | 32  | 23<br>71.9%          | 25.0%<br>8<br>25.0%  | 3.1% | 24     | 12<br>50.0%          | 12<br>50.0%          |            | 31            | 33.3%<br>14<br>45.2% | 16<br>51.6%                      | 1<br>3.2%  | 47     | 29<br>61.7%         | 18 38.3%            |            |
| 佐賀県               | 7   | 71.9%<br>5<br>71.4%  | 25.0%<br>2<br>28.6%  | 3.1% | 4      | 75.0%                |                      |            | 4             | 25.0%                | 3                                | 3.2%       | 12     | 25.0%               | 8<br>66.7%          | 1<br>8.3%  |
| <u> </u>          | 7   | 71.4%<br>5<br>71.4%  | 28.6%                |      | 6      | 75.0%<br>3<br>50.0%  | 25.0%<br>3<br>50.0%  |            | 8             | 37.5%                | 62.5%                            |            | 11     | 25.0%<br>2<br>18.2% | 9<br>81.8%          | 0.070      |
| 能本県               | 14  | 71.4%<br>11<br>78.6% | 21.4%                |      | 6      | 66.7%                | 33.3%                |            | 7             | 57.1%<br>57.1%       | 2                                | 1<br>14.3% | 16     | 25.0%               | 12<br>75.0%         |            |
| 大分県               | 12  | 91.7%                | 21.4%<br>1<br>8.3%   |      | 8      | 6<br>75.0%           | 2                    |            | 7             | 57.1%                |                                  | 1<br>14.3% | 10     | 30.0%               | 70.0%               |            |
| 宮崎県               | 6   | 5<br>83.3%           | 1 16.7%              |      | 6      | 66.7%                | 2<br>33.3%           |            | 4             | 37.1%<br>3<br>75.0%  | 1                                | _ 1.0/0    | 8      | 25.0%               | 75.0%<br>75.0%      |            |
| 鹿児島県              | 15  | 7<br>46.7%           | 53.3%                |      | 9      | 33.3%                | 55.6%                | 11.1%      | 7             | 14.3%                | 6                                |            | 12     | 25.0%<br>8<br>66.7% | 25.0%               | 1<br>8.3%  |
| 沖縄県               | 7   | 5<br>71.4%           | 28.6%                | _    | 1      | 100.0%               | - 55.070             | - 11.170   | 7             | 57.1%                | 3<br>42.9%                       | _          | 6      | 66.7%               | 16.7%               | 16.7%      |
| 無回答               | 1   | 1 100.0%             |                      | _    | _      | -                    | _                    | _          | _             | -                    |                                  | _          | 2      | 50.0%               | 1<br>50.0%          |            |

明細書の発行状況を外来患者数別に見ると、病院では外来患者が多いほど、明細書を発行している傾向がみられている。

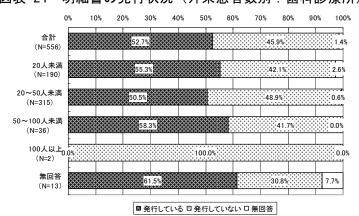
図表 22 明細書の発行状況(外来患者数別:病院)



図表 23 明細書の発行状況 (外来患者数別:診療所)



図表 24 明細書の発行状況 (外来患者数別:歯科診療所)



## (6) 「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設 の状況

#### 1) 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法

#### (ア) 医療機関全体

明細書を発行している医療機関全体についてみると、「特に何も周知していない」 (75.4%) が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」 (11.8%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」 (10.4%) となっている。

図表 25 明細書の発行に関する患者さんへの周知方法(全体):複数回答

ちなみに初診料の電子化加算に関する施設基準等は以下に示すもので、明細書を交付する体制もその要件の一部となっている。

基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取り扱いについて

(平 18.3.6 保医発 0306002) 抄

#### 別添1

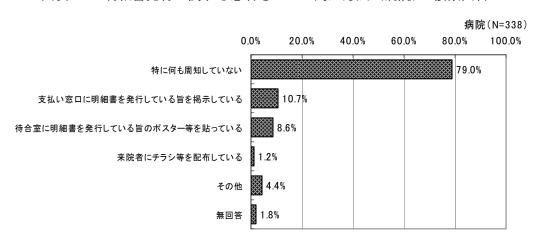
#### 初・再診料の施設基準等

#### 第1 電子化加算

- 1 電子化加算に関する施設基準等 次のいずれにも該当していること。
- (1) 次のいずれにも該当していること。
  - ア 診療報酬の請求に係る電算処理システムを導入していること。
  - イ 個別の費用ごとに区分して記載した領収証(医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表の各部単位で金額の内訳の分かるもの)を無償で交付していること。
  - ウ 平成19年4月1日以降、試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を 行っていること(許可病床数が400床以上の病院に限る。)。
- (2) 次のいずれかに該当していること。
  - ア フレキシブルディスク又は光ディスクを提出することにより診療報酬の請求を行っていること(許可病床数が 400 床未満の保険医療機関に限る。)。
  - イ 試行的オンラインシステムを活用した診療報酬の請求を行っていること(許可病床数が400床未満の保険医療機関に限る。)。ただし、平成19年3月31日までの間は、許可病床数が400床以上の病院を含む。
  - ウ <u>患者から求めがあった時に、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数</u> 又は金額を記載した詳細な明細証を交付する体制を整えていること。
  - エ バーコード、電子タグ等による医療安全対策を行っていること。
  - オーインターネットを活用した予約システムが整備されていること。
  - カ 診療情報(紹介状を含む。)を電子的に提供していること。
  - キ 検査、投薬等に係るオーダリングシステムが整備されていること。
  - ク 電子カルテによる診療録管理を行っていること。
  - ケ フィルムへのプリントアウトを行わずに画像を電子媒体に保存し、コンピュータ ーの表示装置等を活用し画像診断を行っていること。
  - コ 遠隔医療支援システムを活用し、離島若しくはへき地における医療又は在宅医療 を行っていること。

#### **(イ)**病院

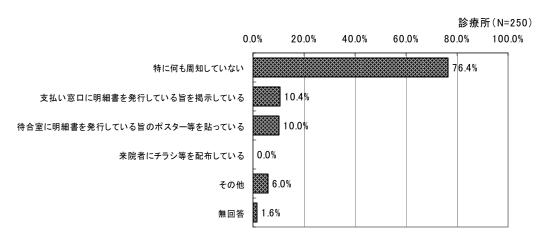
病院では、「特に何も周知していない」(79.0%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(10.7%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(8.6%)となっている。



図表 26 明細書発行に関する患者さんへの周知方法 (病院): 複数回答

## (ウ)診療所

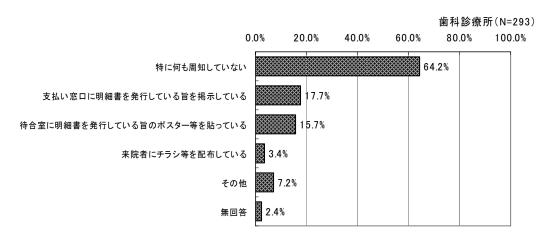
診療所についてみると、「特に何も周知していない」(76.4%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(10.4%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(10.0%)となっている。



図表 27 明細書発行に関する患者さんへの周知方法 (診療所):複数回答

#### (工) 歯科診療所

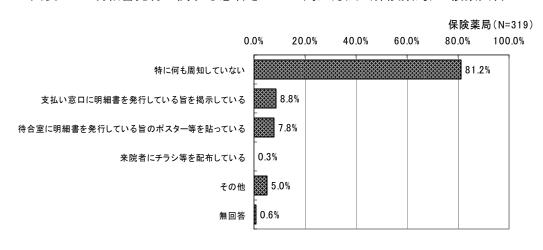
歯科診療所についてみると、「特に何も周知していない」(64.2%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(17.7%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(15.7%)となっている。



図表 28 明細書発行に関する患者さんへの周知方法 (歯科診療所): 複数回答

#### (才) 保険薬局

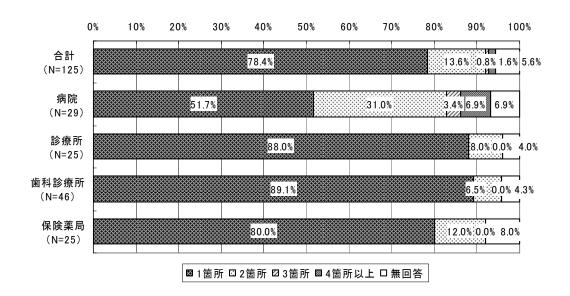
保険薬局についてみると、「特に何も周知していない」(81.2%)が最も多く、次いで「支払い窓口に明細書を発行している旨を提示している」(8.8%)、「待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている」(7.8%)となっている。



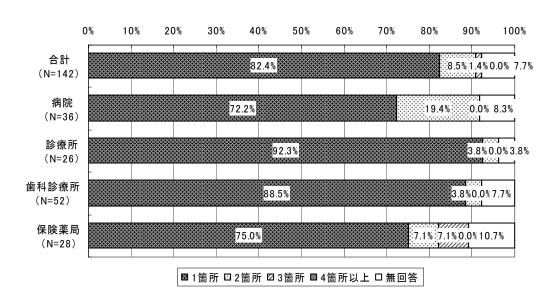
図表 29 明細書発行に関する患者さんへの周知方法 (保険薬局): 複数回答

また、明細書を発行している旨のポスター等を貼っている箇所数、および明細書を発行する旨を掲示している箇所数については、以下のとおりである。

図表 30 明細書を発行している旨のポスター等を貼っている箇所数



図表 31 明細書を発行している旨を掲示している箇所数



### 2) 明細書の発行に関する患者さんへの具体的な周知内容

#### (ア) 医療機関全体

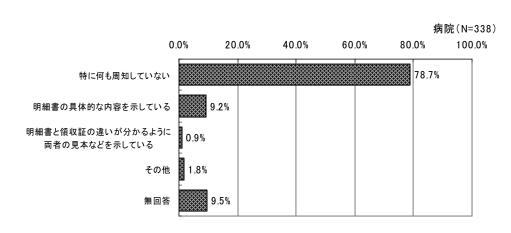
医療機関全体では、「特に何も周知していない」(74.8%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(12.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(2.6%)となっている。

合計(N=1200) 0.0% 80.0% 100.0% 20.0% 40.0% 60.0% 74.8% 特に何も周知していない 明細書の具体的な内容を示している 12.2% 明細書と領収証の違いが分かるように 2.6% 両者の見本などを示している その他 3.9% 無回答 8.0%

図表 32 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容(全体):複数回答

#### **(イ)**病院

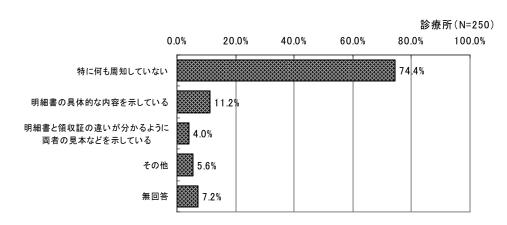
病院では、「特に何も周知していない」(78.7%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(9.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(0.9%)となっている。



図表 33 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容 (病院): 複数回答

#### (ウ) 診療所

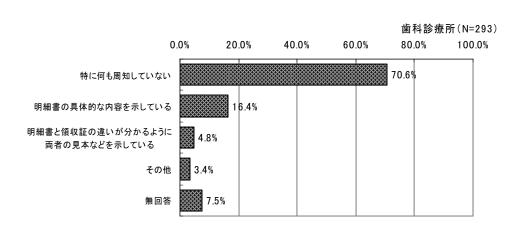
診療所では、「特に何も周知していない」(74.4%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(11.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(4.0%)となっている。



図表 34 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容(診療所):複数回答

#### (工) 歯科診療所

歯科診療所では、「特に何も周知していない」(70.6%)が最も多く、次いで「明細書の 具体的な内容を示している」(16.4%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本 などを示している」(4.8%)となっている。

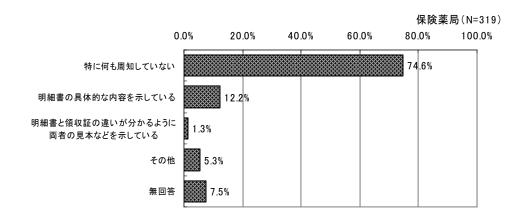


図表 35 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容(歯科診療所):複数回答

## (才) 保険薬局

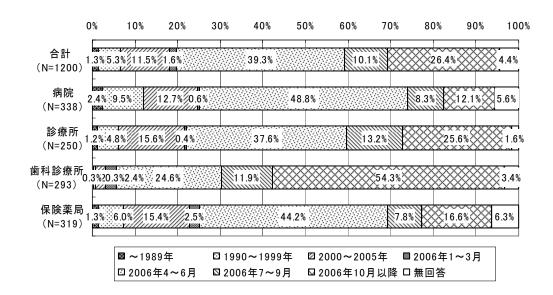
保険薬局では、「特に何も周知していない」(74.6%)が最も多く、次いで「明細書の具体的な内容を示している」(12.2%)、「明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している」(1.3%)となっている。

図表 36 明細書発行に関する患者さんへの具体的な周知内容(保険薬局)複数回答



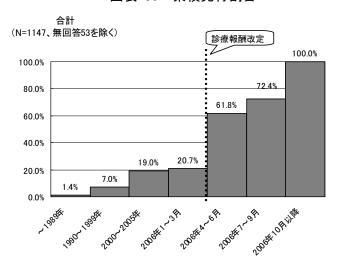
#### 3) 発行開始時期

発行開始時期についてみると、明細書を発行している医療機関のうち、病院においては、「2006 年 4~6 月」(48.8%) が最も多く、次いで「2000~2005 年」(12.7%) となっており、診療所においては、「2006 年 4~6 月」(37.6%) が最も多く、次いで「2006 年 10 月以降」(25.6%) となっている。また、歯科診療所においては、「2006 年 10 月以降」(54.3%) が最も多く、次いで「2006 年 4~6 月」(24.6%) となっており、保険薬局については、「2006 年 4~6 月」(44.2%) が最も多く、次いで「2006 年 10 月以降」(16.6%) となっている。



図表 37 発行開始時期

次に、明細書を発行している施設のうち、発行開始時期が無回答の医療機関を除いた場合において、累積発行割合についてみると、保険医療機関全体では平成 18 年(2006 年) 4 月の診療報酬改定の前後で、20.7%から 61.8%へと変化している。



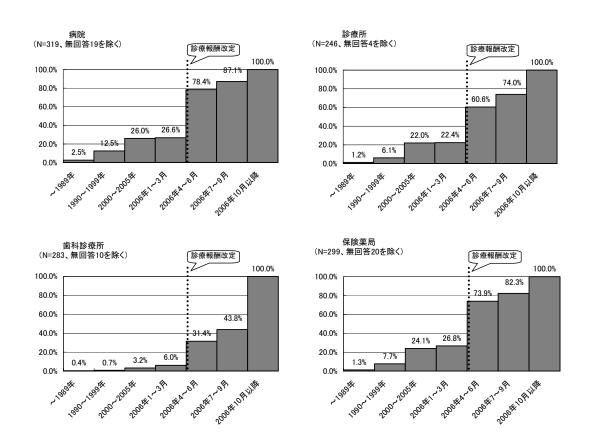
図表 38 累積発行割合

注:上図では、発行開始時期が無回答の医療機関、および明細書を発行していない施設を除いている。対象は以下のとおり。

| 全体    | 1147 施設 |
|-------|---------|
| 病院    | 319 施設  |
| 診療所   | 246 施設  |
| 歯科診療所 | 283 施設  |
| 保険薬局  | 299 施設  |

さらに、医療機関種別にみると、明細書を発行している医療機関のうち、発行開始時期 が無回答の医療機関を除いた場合は以下のとおりとなっている。

図表 39 累積発行割合 (医療機関種別)



# 4) 1ヶ月間の発行件数(平成18年10月)

1ヶ月間の明細書の発行件数は以下のとおりである。

外来については、病院は平均 600.46 件、診療所は 595.34 件、歯科診療所は 255.14 件となっている。

入院については、病院は 62.31 件、診療所は 35.60 件、歯科診療所は 0.00 件となっている。なお、診療所・歯科診療所の「発行件数(入院)」は有床診療所のみの平均値(それぞれ、n=31、n=1)とした。

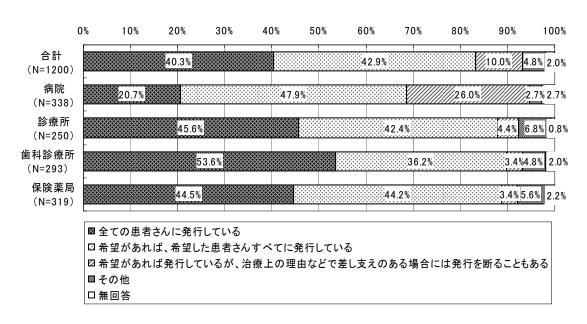
また、保険薬局の発行件数は、平均668.60件となっている。

図表 40 1ヶ月間 (平成18年10月) の発行件数

|       |            | 発行件数    | (外来)       | 発行件数 (入院) |         |  |
|-------|------------|---------|------------|-----------|---------|--|
|       |            | 平均(件)   | 標準偏差       | 平均(件)     | 標準偏差    |  |
| 全体    | (n=1, 200) | 488. 20 | 1, 546. 97 | 39. 75    | 191. 44 |  |
| 病院    | (n= 338)   | 600. 46 | 2, 310. 40 | 62. 31    | 240. 31 |  |
| 診療所   | (n= 250)   | 595. 34 | 942. 27    | 35. 60    | 102. 72 |  |
| 歯科診療所 | (n= 293)   | 255. 14 | 306. 42    | 0.00      | 0.00    |  |
|       |            | 発行      | 件数         |           |         |  |
| 保険薬局  | (n= 319)   | 668. 60 | 1, 006. 19 |           |         |  |

#### 5) 明細書の発行状況

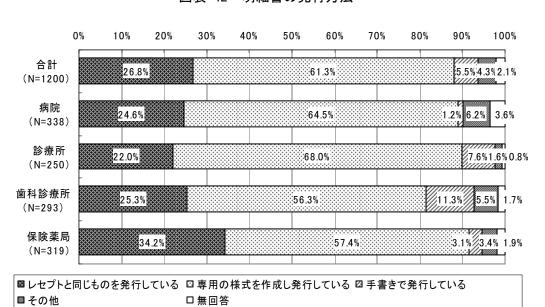
明細書の発行状況についてみると、病院においては、「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(47.9%)が最も多く、次いで「希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある」(26.0%)となっており、診療所においては、「全ての患者さんに発行している」(45.6%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(42.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「全ての患者さんに発行している」(53.6%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(36.2%)となっており、保険薬局については、「全ての患者さんに発行している」(44.5%)が最も多く、次いで「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(44.5%)となっている。



図表 41 明細書の発行状況

## 6) 明細書の発行方法

明細書の発行方法についてみると、病院においては、「専用の様式を作成し発行している」 (64.5%) が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」 (24.6%) となっており、診療所においては、「専用の様式を作成し発行している」 (68.0%) が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」 (22.0%) となっている。また、歯科診療所においては、「専用の様式を作成し発行している」 (56.3%) が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」 (25.3%) となっており、保険薬局については、「専用の様式を作成し発行している」 (57.4%) が最も多く、次いで「レセプトと同じものを発行している」 (34.2%) が多くなっている。

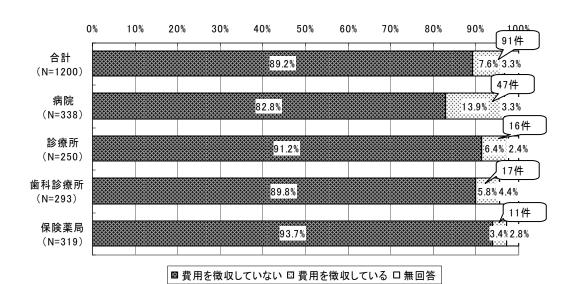


図表 42 明細書の発行方法

## 7) 費用徴収の有無

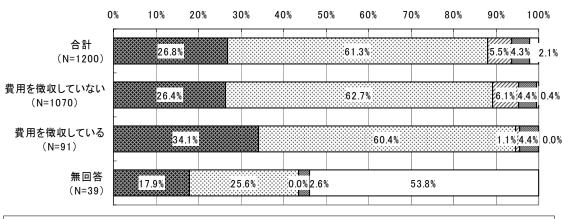
費用徴収の有無についてみると、病院においては、「費用を徴収していない」(82.8%)、「費用を徴収している」(13.9%)となっており、診療所においては、「費用を徴収していない」(91.2%)、「費用を徴収している」(6.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「費用を徴収していない」(89.8%)、「費用を徴収している」(5.8%)となっており、保険薬局については、「費用を徴収していない」(93.7%)、「費用を徴収している」(3.4%)となっている。

なお、費用を徴収している施設の件数を、ふき出しで示した。



図表 43 費用徴収の有無

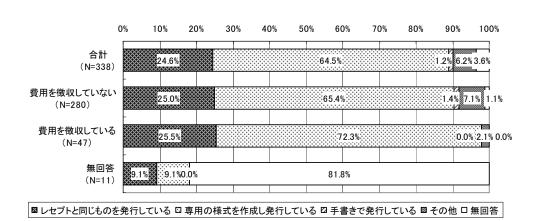
なお、明細書発行方法を費用徴収の有無別にみると、費用を徴収していない医療機関全体では26.4%、徴収している医療機関全体では34.1%が「レセプトと同じものを発行している」と回答していた。双方ともに、約6割で「専用の様式を作成し発行している」との回答であった。



図表 44 明細書の発行方法 (費用徴収の有無別:全体)

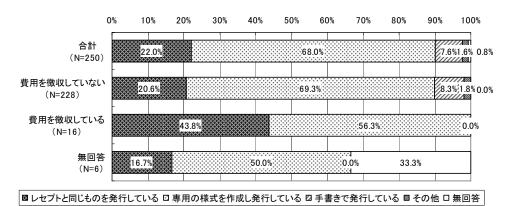
■ レセプトと同じものを発行している 🛭 専用の様式を作成し発行している 🗗 手書きで発行している 🖾 その他 🗆 無回答

なお、医療機関種別の状況は以下のとおりである。

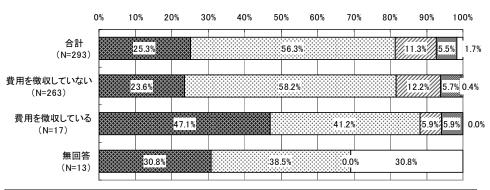


図表 45 明細書の発行方法(費用徴収の有無別:病院)

図表 46 明細書の発行方法(費用徴収の有無別:診療所)

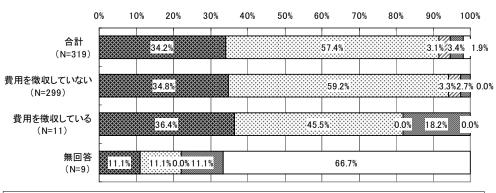


図表 47 明細書の発行方法 (費用徴収の有無別:歯科診療所)



■レセプトと同じものを発行している 🏻 専用の様式を作成し発行している 🗗 手書きで発行している 🖼 その他 🗆 無回答

図表 48 明細書の発行方法(費用徴収の有無別:保険薬局)



## 8) 費用徴収の方法

# (ア) 医療機関全体

費用徴収の方法についてみると、「1件ごとに徴収している」(73.6%)が最も多く、次いで「その他」(18.7%)となっている。「項目ごとに徴収している」との回答は見られなかった。

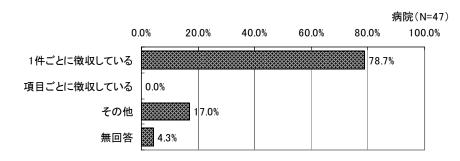
| 合計(N=91) | 100.0% | 20.0% | 40.0% | 60.0% | 80.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 1

図表 49 費用徴収の方法 (医療機関全体)

「その他」の具体的な内容としては、「10 円/枚」、「初診のみ 30 円/件を徴収」、「1 年 ごとに徴収 (525 円/年)」、「入院・領収書単位、外来、1 科 1 ケ月単位、各 1,050 円」、「1 ページ 20 円」等が挙げられている。

#### **(イ)**病院

費用徴収の方法についてみると、「1件ごとに徴収している」(78.7%)が最も多く、次いで「その他」(17.0%)となっている。



図表 50 費用徴収の方法 (病院)

#### (ウ) 診療所

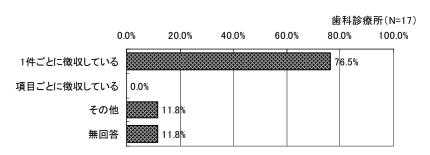
費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(62.5%) が最も多く、「その他」(25.0%) となっている。

| 記療所 (N=16) | 14.0% | 60.0% | 80.0% | 100.0% | 14.0% | 62.5% | 14.0% | 62.5% | 14.0% | 62.5% | 62.5% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7.0% | 7

図表 51 費用徴収の方法 (診療所)

#### (工) 歯科診療所

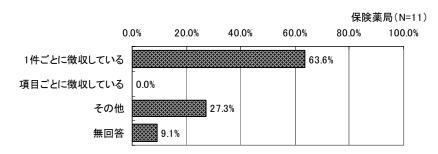
費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(76.5%) が最も多く、「その他」(11.8%) となっている。



図表 52 費用徴収の方法(歯科診療所)

## (才) 保険薬局

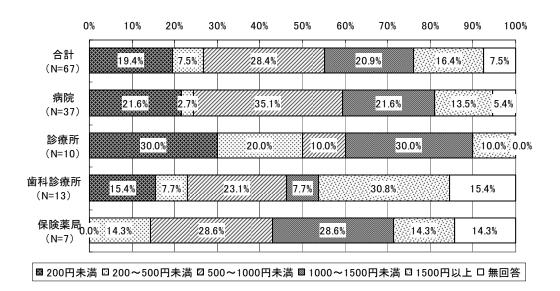
費用徴収の方法についてみると、「1 件ごとに徴収している」(63.6%) が最も多く、「その他」(27.3%) となっている。



図表 53 費用徴収の方法 (保険薬局)

## 9) 費用徴収の金額(1件ごとに徴収)

明細書について費用を徴収している医療機関は少ないため、データ数は少ないが、1 件ごとに徴収している費用の金額についてみると、病院においては、「500~1000 円未満」 (35.1%) が最も多く、次いで「200 円未満」、「1000 円~1500 円未満」(ともに 21.6%) であった。診療所においては、「200 円未満」、「1000~1500 円未満」がともに 30.0%となっている。また、歯科診療所においては、「1500 円以上」(30.8%) が最も多く、保険薬局については、「500~1000 円未満」、「1000~1500 円未満」(ともに 28.6%) となっている。



図表 54 費用徴収の金額(1件ごとに徴収している場合)

各医療機関種別における、費用徴収の平均値、標準偏差、最大値、中央値、最小値は以下のとおりである。

図表 55 明細書発行にかかる費用

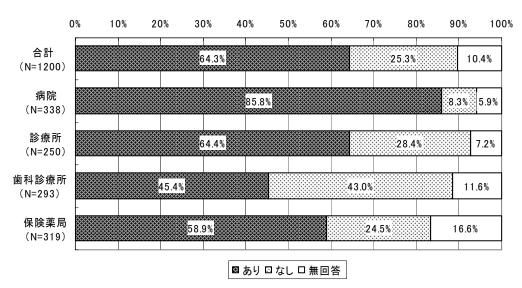
(単位:円)

|       | 平均值        | 標準偏差       | 最大値   | 中央値 | 最小値 |
|-------|------------|------------|-------|-----|-----|
| 合計    | 863. 05    | 901. 43    | 5,000 | 525 | 5   |
| 病院    | 761. 23    | 653. 37    | 3,000 | 525 | 10  |
| 診療所   | 620. 50    | 595. 80    | 2,000 | 400 | 5   |
| 歯科診療所 | 1, 440. 91 | 1, 536. 35 | 5,000 | 500 | 50  |
| 保険薬局  | 801.83     | 461. 47    | 1,611 | 750 | 200 |

#### 10) IT 化の状況

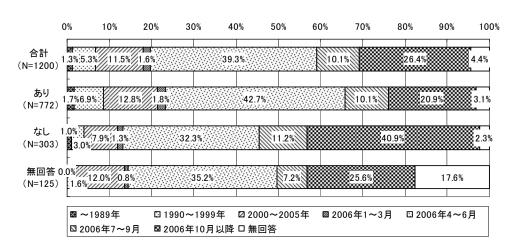
#### (ア) 医事会計システム導入の有無

医事会計システム導入の有無についてみると、病院においては、「あり」(85.8%)、「なし」(8.3%)となっており、診療所においては、「あり」(64.4%)、「なし」(28.4%)となっている。また、歯科診療所においては、「あり」(45.4%)、「なし」(43.0%)となっており、保険薬局については、「あり」(58.9%)、「なし」(24.5%)となっている。



図表 56 医事会計システム導入の有無

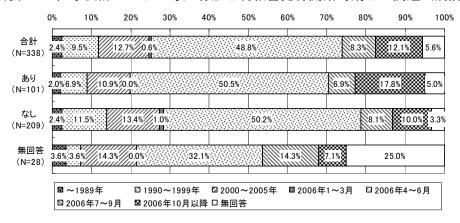
医事会計システムの導入有無と明細書の発行開始時期との関連についてみると、医療機関全体において、医事会計システムを導入している医療機関の方が早期に明細書を発行している傾向が見られた。



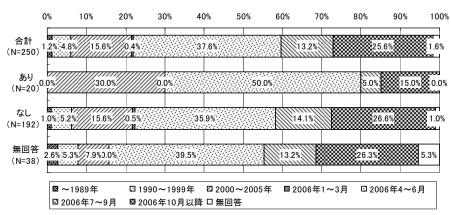
図表 57 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連(全体)

これを医療機関種別にみると、以下のとおりである。病院では医事会計システムを導入している医療機関の方が、明細書の発行開始時期が遅い傾向が見られているが、診療所では逆の結果となっている。

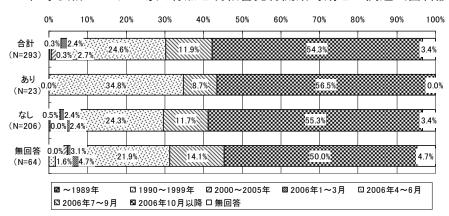
図表 58 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連 (病院)



図表 59 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連(診療所)



図表 60 医事会計システム導入有無と明細書発行開始時期との関連(歯科診療所)



# (イ) オーダリングシステム導入の有無

オーダリングシステム導入の有無についてみると、病院においては、「あり」(29.9%)、「なし」(61.8%)となっており、診療所においては、「あり」(8.0%)、「なし」(76.8%)となっている。また、歯科診療所においては、「あり」(7.8%)、「なし」(70.3%)となっている。

30% 40% 0% 10% 20% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 合計 16.3% 68.9% 14.8% (N=881)病院 29.9% 8.3% 61.8% (N=338)診療所 8.0% 15.2% 76.8% (N=250) 歯科診療所 7.8% 70.3% 21.8% (N=293) ■あり□なし□無回答

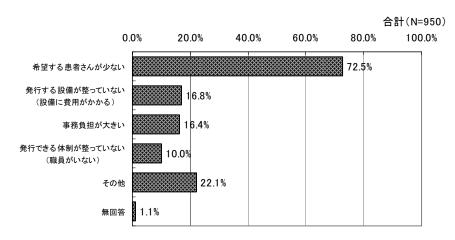
図表 61 オーダリングシステム導入の有無

# (7) 「個別診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設 の状況

## 1) 明細書を発行しない理由

## (ア) 医療機関全体

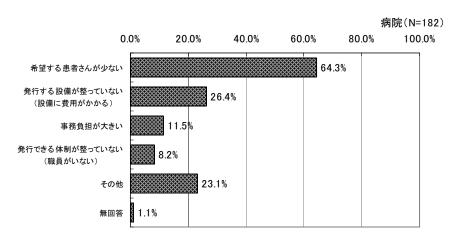
明細書を発行していない医療機関に対して、発行しない理由についてみると、「希望する 患者さんが少ない」(72.5%)が最も多くなっている。



図表 62 明細書を発行しない理由 (全体): 複数回答

#### (イ) 病院

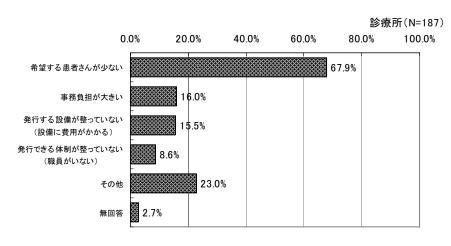
明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(64.3%) が最も多く、次いで「発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる)」(26.4%) となっている。



図表 63 明細書を発行しない理由 (病院):複数回答

## (ウ) 診療所

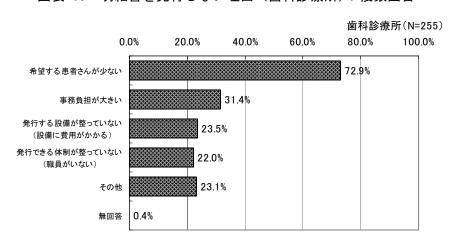
明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(67.9%) が最も多くなっている。



図表 64 明細書を発行しない理由 (診療所): 複数回答

## (工) 歯科診療所

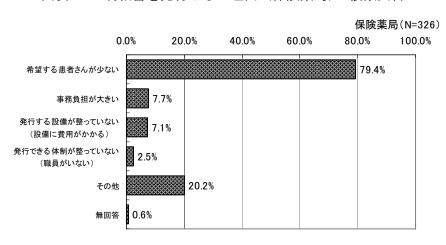
明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(72.9%) が最も多く、次いで「事務負担が大きい」(31.4%)、「発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる)」(23.5%) となっている。



図表 65 明細書を発行しない理由 (歯科診療所): 複数回答

#### (才) 保険薬局

明細書を発行しない理由についてみると、「希望する患者さんが少ない」(79.4%) が最も多くなっている。



図表 66 明細書を発行しない理由 (保険薬局): 複数回答

なお、発行しない理由のうちの、「その他」の主な回答は以下のとおりである。

## 【発行する予定】

- ・ 発行する予定あり。
- 県病院局で様式等を検討中。
- ・ 12月から実施。
- ・ 平成19年4月から発行予定。
- ・ 11月より発行。
- ・ いつでも発行可能。
- ・ 基本的には全発行の予定。

## 【設備・体制が整っていない/整えば発行予定】

- ・ レセコンメーカーの設備費用次第で導入する。
- ・ 設備が整い次第発行する予定である。
- 発行できる体制が整うまでは、詳細のわかる帳票を提示し説明に努める。
- ・ レセコン更新時には発行予定。
- ・ 体制が整いしだい発行予定。
- ・ ハード機器を導入してなるべく早目に対応する予定。
- ソフトが整えられれば発行。

## 【患者の希望がない/希望があれば発行】

- ・ 発行方法、費用徴収について決められ、希望があれば発行する。
- ・ 患者様からの希望があれば検討して、特に問題(患者様自身のデメリット等)が無ければ発行。
- ・ 希望が多いようであれば検討したい。
- ・ 希望があれば院長に相談し、発行可。
- ・ 患者様から希望があれば手書で発行する。
- ・ 希望があればレセプトと同じものを発行することになり1件100円程度徴収する予定です。
- ・ 希望がないので発行しない。
- ・ もし申し出ありの場合レセプトコピーにての対応を考えている。

# 【その他】

- 診療報酬点数に該当が無い。
- ・ 受診者は従業員(健保・本人)のみで医療費は無料(徴収しない)のため発行する必要がない。
- ・ 診療再開は能力的に不可能であり発行する可能性なし。
- 近々診療所廃止のため。
- どういう明細書かわからない。

# 2) 患者さんからの明細書発行の要求の有無

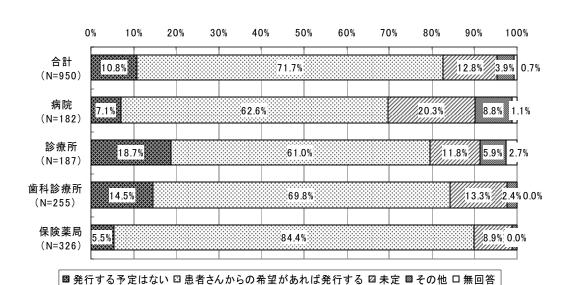
患者さんから明細書発行の要求の有無についてみると、病院においては、「まったくない」 (74.2%) が最も多く、次いで「ほとんどない」(21.4%) となっており、診療所においては、「まったくない」(85.6%) が最も多く、次いで「ほとんどない」(8.0%) となっている。また、歯科診療所においては、「まったくない」(94.9%) が最も多く、次いで「ほとんどない」(5.1%) となっており、保険薬局においては、「まったくない」(87.1%) が最も多く、次いで「ほとんどない」(12.3%) となっている。

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 30/11/1/11/11 合計 合計 0.0% 1.5% 11.3% (N=950) [32/ 86.4% 0.8% 74.2% 0.0% 4.3% 85.6% 歯科診療所 0.0% 5.1% 0.0% 94.9% (N=255) 保険薬局<sub>0.6%/12.3%/</sub>(N=326) 87.1% 0.0% ■ 頻繁にある 🛘 たまにある 🗗 ほとんどない 🗎 まったくない 🗀 無回答

図表 67 患者さんからの明細書発行の要求の有無

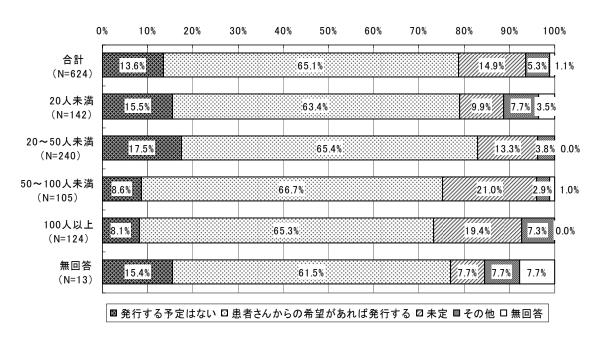
## 3) 今後の方針

今後の方針についてみると、病院においては、「患者さんからの希望があれば発行する」 (62.6%) が最も多く、次いで「未定」 (20.3%) となっており、診療所においては、「患者さんからの希望があれば発行する」 (61.0%) が最も多く、次いで「発行する予定はない」 (18.7%) となっている。また、歯科診療所においては、「患者さんからの希望があれば発行する」 (69.8%) が最も多く、次いで「発行する予定はない」 (14.5%) となっており、保険薬局においては、「患者さんからの希望があれば発行する」 (84.4%) が最も多く、次いで「未定」 (8.9%) となっている。

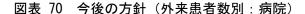


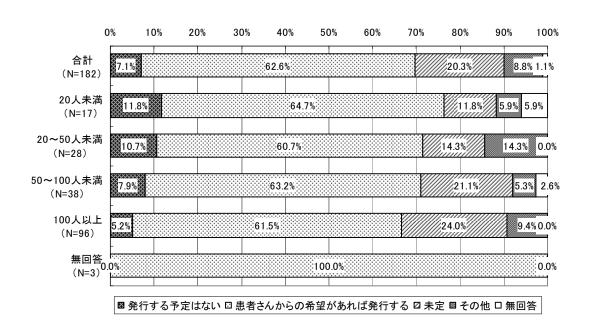
図表 68 今後の方針

これを外来患者数別に見ると、医療機関全体では、外来患者数が少ない方が、「発行する 予定はない」と回答している傾向が認められる。特に、病院においてそのような傾向がみ られている。

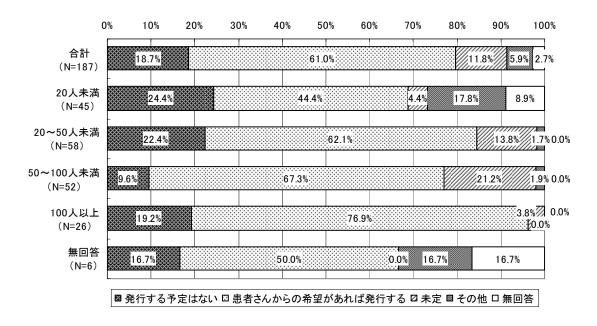


図表 69 今後の方針(外来患者数別:全体)

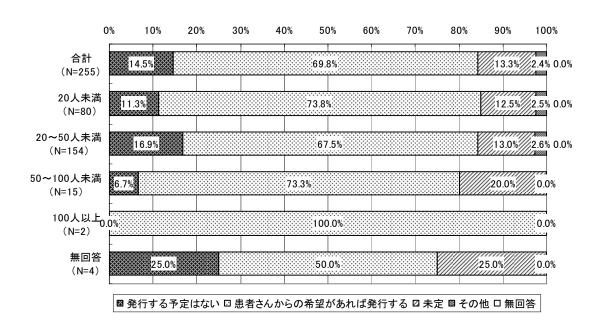




図表 71 今後の方針(外来患者数別:診療所)



図表 72 今後の方針(外来患者数別:歯科診療所)



## 6. まとめ

- ・ 領収証について発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療報酬が改定された平成 18 年 4 月を境に増加して、体制未整備による猶予期間が終了した平成 18 年 10 月以降で は 100%となっている (図表 15)。
- ・ 平成 18 年 9 月までの領収証の発行状況は「全ての患者さんに発行していた」がどの施設でも最も多いが、病院(86.0%)、保険薬局(69.8%)、診療所(59.2%)、歯科診療所(40.6%)と施設種別ごとに差がある(図表 19)。
- ・ 個別診療報酬点数の算定項目がわかる明細書への対応は概ね5割前後であるが、病院は 64.8%とやや高かった(図表20)。
- ・ 明細書に関する患者さんへの周知方法とその具体的な明細書発行に関する患者さんへの周知内容はどちらも「特に何も周知していない」が約75%で最も多かった(図表25、図表32)。
- ・ 明細書を発行している施設について、発行時期別に対応施設の累積割合をみると、診療 報酬が改定された平成18年4月を境に急増している(図表38)。
- ・ 明細書の発行状況は、全体では「希望があれば、希望した患者さんすべてに発行している」(42.9%)、「全ての患者さんに発行している」(40.3%)がほぼ同数であるが、病院については、他の施設と比べ「希望があれば発行しているが、治療上の理由などで差し支えのある場合には発行を断ることもある」の回答割合が26.0%と高いため「全ての患者さんに発行している」(20.7%)は低くなっている(図表41)。
- ・ 明細書の発行方法は「レセプトと同じものを発行している」が 26.8%、「専用の様式で 発行している」が 61.3%であった (図表 42)。
- ・ 費用徴収の有無は、「費用を徴収していない」が約 90%である(図表 43)。対象サンプル数は少ないが、徴収額についてみると、施設ごとの最多価格帯は異なっている(図表 54)。
- ・ 明細書を発行していない理由は「希望する患者さんが少ない」が約7割と多いが(図表62)、今後の方針では「患者さんからの希望があれば発行する」が最も多く全体の約7割を占める(図表68)。
- 患者さんからの明細書発行の要求の有無は、「まったくない」が86.4%と多い(図表67)。

#### 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査病院用

※回答の際には、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( ) 内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入 ください。( ) 内に入る数値がない場合には、「〇(ゼロ)」をご記入ください。

(1) 貴院の状況(平成18年10月現在)についてお聞きします。

| F822550000000000000000000000000000000000 | 1. 国(厚生労働省、国立病院機構、国立大学法人、労働者健康福祉機構等)  |
|--|---|
| 開設主体                                     | <ol> <li>公的医療機關(都道府県、市町村、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康<br/>保険団体連合会等)</li> </ol>       |
| 州以土仲<br>※1つだけ選択                          | 3. 社会保険関係団体(全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険<br>組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等)  |
|  | 4. 法人(公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等)                                      |
|  | 5. 個人   |
| 所在地(都道府県)                                | ( )都·道·府·県 <b>病床</b> 数 ( )床   |
| 一日平均外来患者数                                | ※平成18年10月 ( )人 事務職員数(常勘換算) ( )人   |
|  | 京事務に携わる職員全てを指します。<br>パースの大学の第2011年の大学というでは、 パーストランスの大学というでは、 (人名より) エロウェイン マングランス |

※常動換算については、以下の方法で算出してください。また、常勤換算後の職員数は整数 (小数点以下四捨五入) でお答えください

■1週間に数回動務の場合:(非常励職員の1週間の勤務時間) ÷ (養施設が定めている常動職員の1週間の勤務時間)
■1ヶ月に数回勤務の場合:(非常励職員の1ヶ月の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常動職員の1週間の勤務時間×4)

(2)領収証(個別の費用ごとに区分して記載されているもの)の発行状況についてお聞きします。

| 発行開始時期                 | ※合計金額のみの領収証ではなく、個別の費用ごとに<br>区分して記載されている領収証の発行開始時期をご 平成 ( )年 ( )月<br>記入ください - 昭和 |
|------------------------|---|
| 発行の方法                  | 1. プリンタで出力して発行 2. 手書きで発行 3. 1.と 2.の両方   |
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月 | ,   |
| 平成18年9月までの             | 1. 全ての患者さんに発行していた 2. 体制が未整備のため発行していなかった   |
| 発行状況                   | 3. 体制は未整備だが求めがあれば(手書きで)発行していた   |
| ※1つだけ選択                | 4. その他(   |

(3) 患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」についてお聞きします。貴院ではこの明細書を発行していますか。

| <u>1. 発行している</u><br>■  | <u>2. 発行していない</u><br>  |
|--|--|
| 質問 (4) へお進みください  | 次ベーシの <b>質問(5)</b> へお進みください  |
| ▼<br>(4)「個別の診療報酬点数   | <b>数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設にお聞きします。</b>   |
| 明細書の発行に関する服者さ<br>んへの周知方法<br>※権数回答可<br>※1、および2、に回答した方は、<br>( )内に貼っている場所あるい<br>は掲示している場所の数をご記え<br>ください | 1. 待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている   |
| 具体的杂周知内容<br>※核數回答可   | <ol> <li>明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している</li> <li>明細書の具体的な内容を示している</li> <li>特に何も周知していない</li> <li>その他 ( )</li> </ol> |

前ページから続きます

| 発行開始時期   | 平成<br>昭和  | ( )            | 年(                   | )月                |                                  |                |       |
|--|---|----------------|----------------------|-------------------|----------------------------------|----------------|-------|
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月   | 外身  | į              | (                    | )件                | 入院                               | (              | )件    |
| 発行状況<br>※1つだけ選択  |   | かれば、希          | 望した息者                | さんすべてに多           | <sup>後行している</sup><br>由などで差し支えのある | 場合には発行         | テを断るこ |
| 発行方法<br>※1つだけ選択  | <ol> <li>レセプト</li> <li>専用の様</li> <li>手書きて</li> <li>その他</li> </ol> | 対を作成<br>発行して   | し発行して                | -                 |                                  |                | )     |
| 要用徴収の方法<br>※徴収している場合は、<br>徴収方法(機数回答可)<br>および金額についてもお<br>答えください | 1. 費用を復2. 費用を復  | 対収してい<br>1.1件ご | る<br>とに徴収し<br>ことに徴収し | ている⇒ (<br>_ている⇒ ( | )円/作<br>)円/項目                    |                | )     |
| IT化の状況   | 医事会計シン<br>オーダリング  |                |                      |                   | 1. あり<br>1. あり                   | 2. なし<br>2. なし |       |

(5)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設にお聞きします。 ※前ページの(3)で「2.発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

|                                  | 1. 事務負担が大きい    | 2. 希望する患者さんが少ない |   |
|----------------------------------|----------------|-----------------|---|
| 明細書を発行しない理由                      | 3. 発行できる体制が整って | こいない(職員がいない)    |   |
| <b>炎複数回答</b> 可                   | 4. 発行する設備が整ってレ | いない(設備に費用がかかる)  |   |
|                                  | 5. その他(        |                 | ) |
| 今までに患者さんから明細書の<br>発行を求められたことはあるか | 1. 頻繁にある       | 2. たまにある        |   |
| ※1つだけ選択                          | 3. ほとんどない      | 4. まったくない       |   |
| ar anggarang                     | 1. 発行する予定はない   |                 |   |
| 今後の方針                            | 2. 患者さんからの希望があ | っれば発行する         |   |
| ※1つだけ選択                          | 3. 未定          |                 |   |
|                                  | 4. その他(        |                 | ) |
|                                  |                |                 |   |

(6) 領収証や明細書の発行について、ご意見等がございましたらご記入ください。

|   |      | <br> |
|---|------|------|
|   | <br> | <br> |
| 1 |      |      |
| 1 |      |      |
|   |      |      |
|   |      |      |
| • |      |      |
|   |      |      |
|   |      |      |
|   |      |      |
| 1 |      |      |
| 1 |      |      |
|   |      |      |
| 1 |      |      |
|   |      |      |
|   |      |      |
|   |      |      |
| 1 |      |      |
| • |      |      |
| 1 |      |      |
|   |      | <br> |

## 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査 診療所用

※回答の際には、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( ) 内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入 ください。( ) 内に入る数値がない場合には、「〇(ゼロ)」をご記入ください。

(1) 貴院の状況(平成 18 年 10 月現在)についてお聞きします。

|                              | 1. 国(厚生労          | 働省、国立病院機構、                | 国立大学法人、労働者健康社                           | <b>届祉機構等)</b> |       |
|------------------------------|-------------------|---------------------------|---|---------------|-------|
| 開設主体                         | 2. 公的医療機<br>保険団体連 |                           | 村、日赤、済生会、北海道社会                          | 会事業協会、厚生連     | 、国民健康 |
| が成立け<br>※1つだけ選択              |                   |                           | <b>倹協会連合会、厚生年金事業</b> 扱<br>びその連合会、国民健康保険 |               | 、健康保険 |
|                              | 4. 法人(公益          | 法人、医療法人、学                 | 交法人、社会福祉法人、医療生                          | 上協、会社、その他     | の法人等) |
|                              | 5. 個人             |                           |   |               |       |
| 所在地 (都道府県)                   | (                 | <ul><li>都・道・府・県</li></ul> | 施設区分                                    | 1. 無床診療所      |       |
| 177 (E.S.C. VIII) 222 70 9K7 |                   | / W / L // M              | ※有床の場合は病床数も記入                           | 2. 有床診療所⇒     | ( ) 床 |
| 一日平均外来患者数<br>※平成 18 年 10 月   | (                 | )人                        | 事務職員数(常勘換算)                             | (             | )人    |
| ※車殊職員レけ 士に座す                 | 皮事路に 掛わる 職員       | 全てを提   ます                 | _                                       |               |       |

※事務職員とは、主に医療事務に携わる職員全てを指します。

※常勤換算については、以下の方法で算出してください。また、常勤換算後の職員数は整数(小数点以下四捨五入)でお答えください。 ■1 週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(背施設が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)

■1 短筒に数回勤務の場合: (特権動職員の1 短間の勤務時間) ÷ (貴施設が定めている常勤職員の1 週間の勤務時間×4)

(2)領収証(個別の費用ごとに区分して記載されているもの)の発行状況についてお聞きします。

|                          | 計金額のみの領収証ではなく、個別の質 | 68 - 1 1 - HT 2 L 1 | 平成 /    |                  |             |
|--------------------------|--------------------|---------------------|---------|------------------|-------------|
| 発行開始時期 <b>で記</b>         | 戦されている領収証の発行開始時期をこ | 記入ください              | 昭和 (    | )年(              | )月          |
| 発行の方法                    | 1. プリンタで出力して発行     | 2. 手書きで発行           | 3.      | 1.と 2.の両方        |             |
| 1 ケ月間の発行件数<br>※平成18:年10月 | (                  | )件                  | 入院      | (                | )件          |
| 平成18年9月までの               | 1. 全ての患者さんに発行してい   | た 2.                | 体制が未整備の | ため発行してい <i>†</i> | <b>よかった</b> |
| 発行状況                     | 3. 体制は未整備だが求めがあれ   | ば(手書きで)発行           | していた    |                  |             |
| ※1つだけ選択                  | 4. その他 (           |                     |         |                  | )           |

(3) 患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」についてお聞きします。貴院ではこの明細書を発行していますか。

| A 17             |                      |
|------------------|----------------------|
| <u>1. 発行している</u> | 2. 発行していない           |
|                  |                      |
| 質問 (4) へお進みください  | 次へーシの質問 (5) へお進みください |

| (4)「個別の診療報酬点数                        | 数の算定項目の分かる明細書」を発行している施設にお聞きします                       | -           |
|--------------------------------------|--|-------------|
| 明細書の発行に関する患者さ                        | 1. 待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている                       | )箇所         |
| んへの周知方法                              | <ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul> | / <u></u> / |
| <b>※複数回答可</b>                        |  | ) 箇所        |
| ※1.および 2.に回答した方は、<br>( )内に貼っている場所あるい | 3. 来院者にチラシ等を配布している                                   |             |
| は掲示している場所の数をご記入                      | 4. 特に何も周知していない                                       |             |
| ください。                                | 5. その他(  | )           |
|                                      | 1. 明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している                    | <u>-</u> .  |
| 具体的な周知内容                             | 2. 明細書の具体的な内容を示している                                  |             |
| ※複数回答可                               | 3. 特に何も周知していない                                       |             |
|                                      | 4. その他(  | )           |

次ページへ続きます

前ページから結会主す

| 発行開始時期  | 平成<br>昭和   | (                           | ) 年                           | Ξ ( | ) }  | 1 |                        |            |        |
|---|--|-----------------------------|-------------------------------|-----|------|---|------------------------|------------|--------|
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月                                      | βl   | 来                           |                               | (   | )    | 件 | 入院                     | (          | )件     |
| 発行状況<br>※1つだけ選択   |  | いあれば<br>いあれば<br>る           | 、希望し                          | た患者 | さんすべ |   | 発行している<br>由などで差し支えのあ   | る場合には      | 発行を断るこ |
| - 発行方法<br>- ※1つだけ選択   | <ol> <li>レセフ</li> <li>専用の</li> <li>手書き</li> <li>その他</li> </ol> | )様式を<br>すで発行                | 作成し発                          | 行して |      |   |                        |            | )      |
| 費用徴収の方法 ※徴収している場合は、<br>徴収方法(複数回答可)<br>および金額についてもお<br>答えください | 1. 費用を<br>2. 費用を<br>を事会計を                                      | :徽収し<br>1.1<br>2. 項<br>3. そ | ている<br>件ごとに<br>負目ごとに<br>この他 ( | 徴収し |      |   | )円/件<br>)円/項E<br>1. あり | 1<br>2. なし | )      |
| IT化の状況  | オーダリン  | グシス                         | テム導入                          | の有無 | İW.  |   | 1. あり                  | 2. なし      |        |

(5)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設にお聞きします。 ※前ページの(3)で「2.発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

|                           | 1. 事務負担が大きい  | 2. 希望する患者さんが少ない               | ٦ |  |  |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|---|--|--|
| 明細書を発行しない理由               | 3. 発行できる体制が整 | <b>発行できる体制が整っていない(職員がいない)</b> |   |  |  |
| <b>※複数回答</b> 可            | 4. 発行する設備が整っ | 発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる)      |   |  |  |
| 100                       | 5. その他(      |                               | ) |  |  |
| 今までに患者さんから明細書の            | 1. 頻繁にある     | 2. たまにある                      |   |  |  |
| 発行を求められたことはあるか<br>※1つだけ選択 | 3. ほとんどない    | 4. まったくない                     |   |  |  |
|                           | 1. 発行する予定はない |                               |   |  |  |
| 今後の方針                     | 2. 患者さんからの希望 | があれば発行する                      | 1 |  |  |
| ※1つだけ選択                   | 3. 未定        |                               |   |  |  |
|                           | 4. その他(      |                               | ) |  |  |

(6)領収証や明細書の発行について、ご意見等がございましたらご記入ください。

| · |   | <br> |             | <br> | _ |
|---|---|------|-------------|------|---|
| · |   |      |             |      |   |
| · |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   | 1 |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
| · |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   |      |             |      |   |
|   |   | <br> | <del></del> | <br> |   |

#### 保険医療機関等における医療費の内容が分かる明細書の発行状況調査 歯科診療所用

※回答の際には、<u>あてはまる番号を〇(マル)で囲んでください</u>。また、( ) 内には<u>具体的な数値、用語等</u>をご記入 ください。( ) 内に入る数値がない場合には、「〇(ゼロ)」をご記入ください。

(1) 貴院の状況(平成18年10月現在)についてお聞きします。

|                        |  | - 111                 |   |  |  |  |
|------------------------|--|-----------------------|---|--|--|--|
|                        | 1. 国(厚生労働省、国立病院機構、   | 、国立大学法人、労働者健康福        | <b>冨祉機構等)</b>                                   |  |  |  |
| 開設主体                   | <ol> <li>公的医療機関(都道府県、市町<br/>保険団体連合会等)</li> </ol>                                 | 村、日赤、済生会、北海道社会        | 会事業協会、厚生連、国民健康                                  |  |  |  |
| ※1つだけ選択                | 3. 社会保険関係団体(全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険<br>組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合等) |                       |   |  |  |  |
|                        | 4. 法人(公益法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人等)                                     |                       |   |  |  |  |
|                        | 5. 個人  |                       |   |  |  |  |
| 所在地(都道府県)              | ( )都・道・府・県   | 施設区分<br>※有床の場合は病床数も記入 | <ol> <li>無床診療所</li> <li>有床診療所⇒ ( ) 床</li> </ol> |  |  |  |
| 一日平均外来患者数<br>※平成18年10月 | ( )人   | 事務職員数(常動換算)           | ( . )人  |  |  |  |
| ※事務職員とは、主に医療           | 『事務に携わる職員全てを指します。  |                       |   |  |  |  |
|                        | 【下の方法で算出してください。また、常】   |                       |   |  |  |  |
|                        | 合:(非常勤職員の1週間の勤務時間) ÷   |                       |   |  |  |  |
| I ■1ヶ月に数回勤務の場          | ├合:(非常勤職員の↓ヶ月の勤務時間) ÷  | - (貴施設が定めている常勤職員の     | ) 1 週間の蜘務時間× 4 )                                |  |  |  |

(2)領収証(個別の費用ごとに区分して記載されているもの)の発行状況についてお聞きします。

|                        | 計金額のみの領収証ではなく。個別の實<br>載されている領収証の発行開始時期を3 |             | 成<br>和 | )年(       | )月   |
|------------------------|--|-------------|--------|-----------|------|
| 発行の方法                  | 1. プリンタで出力して発行                           | 2. 手書きで発行   | 3.     | 1.と 2.の両方 |      |
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月 | 外来 (                                     | ) 件         | 入院     | (         | )件   |
| 平成18年9月までの             | 1. 全ての患者さんに発行してい                         | た 2. 体制     | が未整備のた | こめ発行してい   | なかった |
| 角行状况                   | 3. 体制は未整備だが求めがあれ                         | ば(手書きで)発行して | いた     |           |      |
| ※1つだけ選択                | 4. その他 (                                 |             |        |           | )    |

(3) 患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」についてお聞きします。貴院ではこの明細書を発行していますか。

| <u>1. 発行している</u><br>  | <u>2. 発行していない</u><br>   |
|---|---|
| 質問(4)へお進みください   | 次ヘーシの質問(5)へお進みください  |
| ▼<br>(4)「個別の診療報酬点数  | <b>めの算定項目の分かる明細書」を発行している施設にお聞きします。</b>                                  |
| 明細書の発行に関する患者さ   | <ol> <li>待合室に明細書を発行している旨のポスター等を貼っている</li> <li>貼っている場所 ( ) 箇所</li> </ol> |
| んへの周知方法<br>※複数回答可   | 2. 支払い窓口に明細書を発行している旨を掲示している   |
| <ul><li>※1.および 2. に回答した方は、</li><li>( )内に貼っている場所あるい。</li></ul> | 3. 来院者にチラシ等を配布している  |
| は掲示している場所の数をご記入<br>ください                                       | 4. 特に何も周知していない<br>5. その他 (  |
|   | 1. 明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している                                       |
| 具体的な周知内容  | 2. 明細書の具体的な内容を示している   |
| ※複数回答可  | 3. 特に何も周知していない  |
|   | 4. その他(   |

次ページへ続きます

1

前ページから続きます

| 発行開始時期   | 平成<br>昭和          | (                     | )年(                      | )月     |                     |                |       |
|--|-------------------|-----------------------|--------------------------|--------|---------------------|----------------|-------|
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月   | ŋ                 | ·来                    | (                        | )件     | 入院                  | (              | )件    |
| 第行状况<br>※1つ泊け選択  | 2. 希望か            | 『あれば、*<br>『あれば発行<br>る |                          | さんすべてに | 発行している<br>由などで差し支えの | ある場合には発        | 行を断るこ |
| 発行方法<br>※1つだけ選択  | 2. 専用の            | )様式を作品<br>で発行し        | ものを発行し<br>或し発行して<br>ている  | -      |                     |                | )     |
| 費用徴収の方法<br>※徴収している場合は、<br>後収力法(複数回答可)<br>および金額についてもお<br>答えください |                   | }                     | いる<br>ごとに徴収 し<br>ごとに徴収 l |        | ) 四/4:              |                | )     |
| IT化の状況   | Security Security | ッステム導。<br>ッグシステ       | 入の有無<br>ム導入の有無           |        | 1. あり               | 2. なし<br>2. なし |       |

(5)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない施設にお聞きします。 ※前ページの(3)で「2.発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

| 明都書を発行しない理由<br>※複数回答可            |               | 2. 希望する患者さんが少ない<br>っていない(職員がいない)<br>ていない(設備に費用がかかる) |
|----------------------------------|---------------|---|
|                                  | 5. その他 (      | )   |
| 今までに患者さんから明細書の<br>発行を求められたことはあるか | 1. 頻繁にある      | 2. たまにある  |
| ※1つだけ選択                          | 3. ほとんどない     | 4. まったくない   |
|                                  | 1. 発行する予定はない  |   |
| 今後の方針                            | 2. 患者さんからの希望な | があれば発行する  |
| ※1つだけ選択                          | 3. 未定         |   |
|                                  | 4. その他(       | )   |

(6) 領収証や明細書の発行について、ご意見等がございましたらご記入ください。

(1) 貴薬局の状況(平成18年10月現在)についてお聞きします。

| 所在地(都道府県名)  | ( )都・道・府・          | 県     | 組織形態                       | 1. 法人 2. 個人 |  |
|---|--------------------|-------|----------------------------|-------------|--|
| 職員数(常勤換算)   | 薬剤師 (              | )人    | その他(事務職員等)                 | ()人         |  |
| <ul> <li>※事務職員とは、主に医療事務に携わる職員全てを指します。</li> <li>※常勤機算については、以下の方法で算出してください。また、常勤機算後の職員数は整数(小数点以下型捨五人)でお答えください。</li> <li>■1週間に数回勤務の場合:(非常勤職員の1週間の勤務時間)÷(貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間)</li> <li>■1ヶ月に数回勤務の場合:(非常勤職員の1ヶ月の動務時間)÷(貴薬局が定めている常勤職員の1週間の勤務時間×4)</li> </ul> |                    |       |                            |             |  |
| 闘剤基本料※1つだけ選択  | 1. 調剂基本料 (42 点)    | 2. 調剤 | 刊基本料 (19 点)                |             |  |
| 基準調剤加算※1つだけ選択   | 1. 基準調剤加算 1 (10 点) | 2. 基年 | <b>連調剤加算 2 (30 点)</b>      | 3. 算定していない  |  |
| 主な処方せん発行医療機関<br>※1つだけ選択   | 1.病院 2.診療所 ■       |       | (平成 18 年 10 月) の<br>D方せん枚数 | ( , )枚      |  |

(2) 領収証(個別の費用ごとに区分して記載されているもの)の発行状況についてお聞きします。

| <b>発行開始時期</b>          | ※合計金額のみの領収証で<br>区分して記載されている<br>記入ください | 3はなく、個別の費用ご<br>循収証の発行開始時期 | とに 平成<br>をご 昭和 | (    | )年(       | )月  |
|------------------------|---------------------------------------|---------------------------|----------------|------|-----------|-----|
| 発行の方法                  | 1. プリンタで出力して                          | て発行 2. 手書:                | きで発行           | 3. 1 | 1.と 2.の両方 |     |
| 1ヶ月間の発行件数<br>※平成18年10月 | (                                     | )件                        |                |      |           |     |
| 平成18年9月までの             | 1. 全ての患者さんに多                          | <b>必行していた</b>             | 2. 体制が未        | 整備のた | め発行していな   | かった |
| 発行状況                   | 3. 体制は未整備だが3                          | <b>∤めがあれば(手書き</b>         | ・で) 発行していた     |      |           |     |
| ※1つだけ選択                | 4. その他(                               |                           |                |      |           | )   |

(3) 患者さんから求めがあったときに発行に努めることとされている「個別の診療報酬点数の算定項 日の心かる明知事」についても関ネします。 身施見ではこの明知事を終行していますか

| 1. 発行している     | 2. 発行していない           |
|---------------|----------------------|
| 1. 発行している     | 2. 発行していない           |
| 質問(4)へお進みください | 次ページの質問 (5) へお進みください |
| <b>\</b>      |                      |

▼ (4)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行している薬局にお聞きします。

| 明細書の発行に関する患者さ                         | 1. 待合室に明細書を発行している旨のボスター等を貼っている    |             |  |
|---------------------------------------|-----------------------------------|-------------|--|
| の                                     | 貼っている場所 (                         | <u>)箇所</u>  |  |
| Many 1                                | 2. 支払い窓口に明細書を発行している旨を掲示している       |             |  |
| ※複数回答可                                |                                   | <u>) 箇所</u> |  |
| ※1.および 2. に回答した方は。<br>( )内に貼っている場所あるい | 3. 来局者にチラシ等を配布している                |             |  |
| は掲示している場所の数をご記入<br>ください               | 4. 特に何も周知していない                    |             |  |
| 344                                   | 5. その他(                           | )           |  |
|                                       | 1. 明細書と領収証の違いが分かるように両者の見本などを示している |             |  |
| 具体的な周知内容                              | 2. 明細書の具体的な内容を示している               |             |  |
| ※複数回答可                                | 3. 特に何も周知していない                    |             |  |
|                                       | 4. その他(                           | )           |  |

次ページへ続きます

前ページから続きます

| <b>発行開始時期</b>  | 平成 (昭和  | )年(   | )月     | 1 ヶ月の発行件数<br>※平成18年10月    | (       | )件     |
|--|---------|---|--------|---------------------------|---------|--------|
| 発行状况<br>※1つだけ選択  | 2. 希望がま | あれば発行してい  | 患者さんすべ | べてに発行している<br>との理由などで差し支えの | ある場合には外 | 8行を断るこ |
| 発行方法<br>※1.9だけ選択   | 2. 専用の  | トと同じものを発<br>兼式を作成し発行<br>で発行している<br>(                  |        |                           |         | )      |
| 費用徴収の方法<br>※徴収している場合は、<br>後収方法(複数回答可)<br>および金額についてもお<br>拾えください |         | 数収していない<br>数収している<br>1.1件ごとに徴<br>2. 項目ごとに複<br>3. その他( |        |                           |         | )      |
| □ 「北の状況 ※ ) 医事会  | 計システム   | 導入の有無   |        | 1. あり                     | 2. なし   |        |

(5)「個別の診療報酬点数の算定項目の分かる明細書」を発行していない薬局にお聞きします。 ※前ページの(3)で「2.発行していない」と回答した施設のみご記入ください。

|                                  | 1. 事務負担が大きい   | 2. 希望する患者さんが少ない            |  |  |
|----------------------------------|---------------|----------------------------|--|--|
| 明細書を発行しない理由                      | 3. 発行できる体制が整っ | ていない(職員がいない)               |  |  |
| ※複数回答可                           | 4. 発行する設備が整って | . 発行する設備が整っていない(設備に費用がかかる) |  |  |
|                                  | 5. その他(       | )                          |  |  |
| 今までに患者さんから明細書の<br>発行を求められたことはあるか | 1. 頻繁にある      | 2. たまにある                   |  |  |
| 光17を水のつれれこととはのるか。<br>※1つだけ道訳     | 3. ほとんどない     | 4. まったくない                  |  |  |
|                                  | 1. 発行する予定はない  |                            |  |  |
| 今後の方針                            | 2. 患者さんからの希望が | あれば発行する                    |  |  |
| ※1つだけ選択                          | 3. 未定         |                            |  |  |
|                                  | 4. その他(       | )                          |  |  |

| 6) | 領収証や明細書の発行について、 | こ思見等かこさいましたらこ記入ください。<br> |  |
|----|-----------------|--------------------------|--|
|    |                 |                          |  |
|    |                 |                          |  |
|    |                 |                          |  |
|    |                 |                          |  |
|    |                 |                          |  |

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。